

委託契約書

収入
印紙
貼付

佐賀県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、障害木等伐採及び処分業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別紙1「障害木等伐採及び処分業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に基づく業務（以下「委託業務」という）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、令和8年（2026年）8月 日から令和8年（2026年）12月18日までとする。

（委託料）

第3条 この契約による委託料は、金 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。（又は「契約保証金は佐賀県財務規則第115条第3項第 号の規定により免除する。」とする。）

（委託業務の方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める仕様書及び甲の指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（委託業務の調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、乙に対して報告を求めることができる。

（完了報告書の提出）

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、業務の完了に関する報告書（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 全業務の完了前に、完了した工区ごとの完了報告書の提出も可能とする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 甲は、完了報告書の提出後に、乙から適正な請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、請求書の提出があった日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

2 工区ごとの完了報告書が提出された場合は、その完了した工区に係る委託料を請求できるものとし、その請求及び支払方法は前項と同様とする。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

第11条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、第10条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約内容の変更)

第12条 甲及び乙は、必要がある場合は契約の内容を変更することができるものとし、書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

第14条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として 円（契約保証金と同額）を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

3 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年3.0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第17条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第18条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする

令和8年（2026年） 月 日

委託者（甲） 佐賀県唐津市鎮西町早田1471-6
佐賀県上場営農センター
所 長 岡 和 彦

受託者（乙）

障害木等伐採及び処分業務委託仕様書

この仕様書は、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が締結した委託契約書に基づき、受託者が履行しなければならない業務について必要な事項を定める。

（業務委託期間）

委託期間は契約締結日から令和 8 年 1 2 月 1 8 日（金）までとする。

（業務場所）

唐津市鎮西町早田 1 4 7 1－6 上場営農センター場内

（業務内容）

乙は、上場営農センター場内の 3 つの工区（位置図は別添）における高木、電線支障枝を伐採し、当センター場外において処分をする。

（業務量）

業務量については、別添の委託業務内訳書のとおり。

（里道等使用における安全対策）

障害木等伐採及び処分業務に際し里道等を使用する場合、乙は関係機関で許可を取り、通行制限等の措置を行うこと。

（電柱・電線付近での伐採業務）

電柱・電線付近で伐採業務を行うにあたり、乙は電力会社等の電柱・電線設置者と事前打ち合わせをするなどし、電線に電線保護材を設置し十分注意して作業を行うこと。

（切り株の伐根）

伐採後の切り株の伐根は不要である。

（費用負担）

委託業務の実施に必要な車両・機材等に係る費用及び、関係機関への打ち合わせ・申請等に係る費用などその他の費用については、全て乙の負担とする。

（その他）

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、乙は甲に対し協議を行うこと。